



一般廃棄物収集運搬業・処分業許可証

住所 千葉市美浜区新港249番地7

氏名 千葉興産株式会社

代表取締役 吉岡 均

令和3年9月24日付けで申請のありました一般廃棄物収集運搬業・処分業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第7条第6項の規定により、次のとおり許可する。

令和3年9月30日

九十九里町長 大矢 吉 明



許可番号 第 5 号

許可期間 令和3年10月15日から令和5年10月14日まで

業の区分 一般廃棄物収集運搬業

取扱廃棄物の種類 可燃ごみ、カン、ビン、ビニール屑、紙類

- 許可条件
- ① 九十九里町内の事業系一般廃棄物の収集運搬に限る。
 - ② 収集運搬車両は町に申請した車両とする。
 - ③ 収集後の事業系一般廃棄物は、申請内容に基づく方法のほかは、町の指示に従うものとする。
 - ④ 汚水の発生する廃棄物を運搬する場合は、必ず塵芥車を使用し、汚水が漏れない対策を施すこと。